



高松市告示第365号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定により、第21回香川県知事選挙における個人演説会会場設備の程度及び個人演説会会場を使用する場合に納付すべき費用（個人演説会については、1回目は無料、2回目から徴収、政談演説会については1回目から徴収）の額を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

高松市長 大西 秀人

個人演説会会場の設備の概要

施設名	区分	会場名	会場面積(m <sup>2</sup> )	照明					講演席			聴衆席		マイク	
				会場	出入口	便所	控室	廊下	演壇	会議机	椅子	湯呑	椅子敷物		収容人員
高松市 はらこども園		遊戯室	189	有	有	有	有	有	1	1	10	1	敷物	200※	1

使用料

区分	単位	使用料
遊戯室	1時間	820円
備考 使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又は端数の時間は1時間とみなす。		